安定稼働、平成二十八年六月全国一斉運用開始に向け消防救急デジタル無線整備事業の第二期工事、ハード面の整備を推進するなど消防力の強化を図ってまいります。

誇りと情熱を持った消防職員、消防団員として知識、技術、精神のかん養、人格の育成に努めるとともに教養、訓練、研修会等に積極的に派遣して能力と技術の向上を図ってまいります。

教育関係

教育関係につきましては、教育長から執行方針を申し上げますが、今年度におきましても各種事業のより一層の充実を図るための予算を計上し、教育費全般にわたり学校教育、生涯学習の充実に努めてまいります。

特別会計

■後期高齢者医療

後期高齢者医療制度は、高齢者の皆様が安心して医療を受けられるよう国民全体で支え合う制度として平成二十年四月から実施され、高齢者の医療費等の五割を国や道、市町村からの公費、四割を各医療保険からの支援金、一割を高齢者の方の保険料で負担する仕組みとなっております。

また、道内すべての市町村により組織された運営主体である「北海道後期高齢者医療広域連合」と連携をとりながら、医療給付や保険料などの制度についての啓もう活動や、町民の窓口として円滑な制度の実施に努めてまいります。

高齢者の医療費については、被保険者の増加や加齢に伴い、年々増加傾向にあります。一人ひとりの医療費負担が重くならないよう、日頃から健康づくりを心がけていただくとともに、基本検診及び各種がん検診等の受診啓発を行い医療費の適正化を図ってまいります。

■国民健康保険

国民健康保険事業につきましては、地域における医療制度の中核をなし、町民の医療の確保と健康の保持・増進に重要な役割を果たしております。

しかしながら、平成二十年度より七十五歳以上の高齢者は、高齢化社会に対応した仕組みとして創設された後期高齢者医療制度に加入することになっているため、本町の国民健康保険加入者は減少の一途を辿っております。

一方保険給付費については、被保険者が減少しているにも関わらず、被保険者に占める高齢者の割合に変化がないことや、受診件数の増加、高度な医療の受診等により必ずしも減少していない状況であります。

さらに被保険者の減少は、主たる財源であります国保税収入にも影響を与えております。

このことから、平成二十六年度につきましては、保険給付費の動向や国民健康保険税等の歳入状況を踏まえ、税財源の確保の観点から国民健康保険税について課税限度額の引上げを含めた税率等の改正について議会、国民健康保険審議会とも協議を図り、また被保険者のご理解とご協力を得ながら、より一層の「国民健康保険事業特別会計の健全化と基盤強化」に努めてまいります。

国保事業の安定化のために、医療費適正化対策として、医療給付状況の把握、高額医療費の内容分析等の強化や特定健診の受診機会の拡充、特定保健指導の利用により、健康づくりの意識を高めてもらい、生活習慣病の早期発見・改善に向けた取り組みを推進するとともに、国保税の収納率の向上を図るため、口座振替利用の勧奨や納税相談を行い、健全な事業運営に努めてまいります。

また、平成二十一年四月より国民健康保険事務を行っております後志広域連合とも連携を密にしながら、広域化のメリットを活かし、本町の被保険者の利便性に配慮した事務の効率化、国保財政の安定化を図ってまいります。

■国民健康保険診療所

平成二十四年四月に十九床の有床診療所としてスタートとしました「ひまわりクリニックきょうごく」は、今年度で三年目を迎えます。

本町は、町民がこの地域で安心して暮らし続けるために、介護・保健・福祉・教育と連携した〝生活に寄り添う医療〟をめざして、診療所は次の医療を実施してまいりました。

（一）幼児から高齢者まで、すべての年齢層の患者の診療や健康相談
（二）専門医の診察が必要な場合、他の医療機関を紹介
（三）患者や家族の安心につながる入院施設の確保
（四）在宅療養支援診療所として訪問診療を実施
（五）高齢者福祉施設で看取りができるよう連携
（六）行政や介護職員を交えて、地域で安心して暮らすためのサポートの実施をめざして地域包括支援センター等との連携
（七）元気に暮らすために健康診断や予防接種の実施
（八）自分の健康は自分で守るというセルフケアの意識づけをすること、地域住民と交流
（九）小さい頃からの健康教育を通じ、命の大切さやセルフケアの意識づけをめざした教育との連携

二年間の中では十分な成果は出ておりませんが、最近は訪問診療を利用して在宅療養をする患者が増えており、入院患者の増加にはなっていかない状況もありますが、在宅療養支援診療所としての役割を果たしてまいります。さらに、介護や保健との連携も機能化し〝生活に寄り添う医療〟に少しずつ近づいていると考えております。

国の政策は、今後の高齢化率を推計して在宅医療の充実を考えておりますし、今年の診療報酬の改定では有床診療所の機能に着目した評価報酬になっております。

診療所においても、在宅療養の患者さんの中には医療保険では入院できない患者さんもいることから、本年度から診療所の空きベッドを利用し介護保険事業「短期入所療養介護事業（介護予防）」を実施いたします。この事業の実施により、在宅療養をしている方の選択肢を増やすことができ、さらに診療所の収入増にもつながっていくと考えております。

経営的には、当初の計画を達成することができない状況でありますが、今年度から病床減少分として五年間交付税措置されることから、これらのことを踏まえ平成二十七年度以降の診療所のあり方について検討してまいりたいと存じます。

また、医師・保健師・管理栄養士等による予防医療ミーティングを四月から定期的に実施し、予防事業の充実に向け取り組んでまいります。

今後については、介護・保健・福祉・教育と連携した〝生活に寄り添う医療〟を充実させるため、さらにきめ細かな取り組みを進めてまいります。

■水道事業

本町の水道は、昭和三十八年に簡易水道事業として創設されました。その後、区域拡張や給水人口の増加等により、幾度か事業変更と拡張工事を実施し、町民のほとんどの人が、安全でおいしい水道を利用されているところであります。

これからも、安全でおいしい水道を安定的に利用していただくために、水源の環境保全や水質検査などによる安全性の確保、及び老朽化に伴う水道施設の工事として今年度は、京極地区ポンプ場動力制御盤の更新を行います。

水道事業の経営は、極めて厳しい状況下にありますが、より一層の経費節減と維持管理の効率化を図りながら、これからも安全で快適な暮らしを支え続ける水道づくりに努めてまいります。

■下水道事業

下水道は雑排水を処理し、公衆衛生の向上により生活環境が改善され、衛生的で快適な生活を実現できる基幹的な社会基盤施設として本町は、昭和六十一年十一月に処理開始となりました。

この下水道事業は、処理開始後二十七年を超えることから、将来に向けた下水道施設の更新が課題となっております。終末処理場においては、平成二十一年度・二十二年度の劣化診断に基づき、平成二十四年度から処理場の改築更新事業を行い、今年度は、処理場本体の建築、土木工事を実施してまいります。

また、汚水管等管路施設の調査と長寿命化計画の策定を行い、管路施設更新に向けた準備作業に取りかかります。

下水道区域外では、合併処理浄化槽による排水処理を推進しており、生活様式の改善がなされているところです。今後も、合併処理浄化槽の新設ならびに保守点検や清掃等の維持管理に助成し普及を進めてまいります。

下水道事業の経営は極めて厳しい状況下にありますが、より一層の経費節減と維持管理の効率化を図ってまいります。

この結果、平成二十六年度の予算は、

- 一般会計
  三十五億八千八百五十一万五千円
- 後期高齢者医療特別会計
  四千八百十一万二千円
- 国民健康保険事業特別会計
  一億四千九百二万四千円
- 国民健康保険診療所特別会計
  三億三千三百六十五万円
- 水道特別会計
  一億五百七万円
- 下水道特別会計
  一億九千五十六万七千円

総額で四十四億千四百九十三万八千円となり、前年度対比四・七パーセント増の予算編成となっております。

一般会計の主たる財源は、地方交付税、町税、国・道支出金、地方債及び基金等の繰入れを予定しておりますが、予算の執行にあたっては慎重かつ着実に事業の遂行に努めてまいりたいと存じます。

町議会議員の皆さん並びに町民の皆さんのご理解とご協力を、心からお願い申し上げ町政執行方針といたします。